

大和市告示第63号

大和市被虐待障がい者支援要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市被虐待障がい者支援要綱の一部を改正する要綱

大和市被虐待障がい者支援要綱（平成27年大和市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「6,500円」を「7,500円」に改める。

第6条第2項中「前項の」を削る。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。